

# 事務局だより

会員数 707名(令和5年8月末現在)  
契約額 委託 2億0,904万4,026円  
派遣 2,432万2,703円  
(いずれも令和5年4月～8月分の額)

## 10月はシルバー人材センター事業の普及啓発月間です

今月の活動予定は、次のとおりです。ご協力、よろしくお願いいたします。

### ○啓発活動(チラシ入りティッシュの配布)

- 地域委員 18日(水) 17時～18時 頃

南海貝塚駅・南海二色の浜駅・JR 東貝塚駅・JR 和泉橋本駅  
水鉄水間観音駅・水鉄名越駅

### ○清掃奉仕活動(ボランティア活動)

- 理事、総務部会・女性部会・就業部会

各役員、地域委員等、約50人参加予定

21日(土) 9時～10時30分 頃

※一般参加の会員も大歓迎です！

参加をご希望される方は、事務局まで

お電話ください。(☎432-3620)

☞ 令和元年度 清掃奉仕活動(市役所付近)



令和5年10月1日発行

貝塚市海塚1丁目17番20号  
(公社) 貝塚市シルバー人材センター

TEL 072-432-3620

FAX 072-436-3957

### お願い

会員入会時に届けている住所や、緊急時の連絡先などで変更がある場合は、速やかに事務局へお届けください。

## ○会員作品展

開催期間 : 令和5年10月28日(土)～29日(日)

展示時間 : 午前9時～午後5時

開催場所 : 貝塚シェルピアDeux(ドウ)アトリウム

(万代貝塚店前広場)

作品受付は、10月2日(月)～10日(火)までに事務局へ  
詳細は事務局だより9月号をご覧ください。

※作品出展についてご不明な点がありましたらお気軽に事務局までお問合せください。



ご家族・ご近所・お友だち  
お誘いあわせでのご来場を  
心よりお待ちしております。  
ぜひ会員、仲間の作品を  
ご覧ください。

待ってま～す！

📷 昨年の会員作品展の様子

## 会員獲得にご協力をお願いします

今月の入会説明会は10月19日(木)です。

午後1時30分から、シルバー人材センター2階会議室で行います。

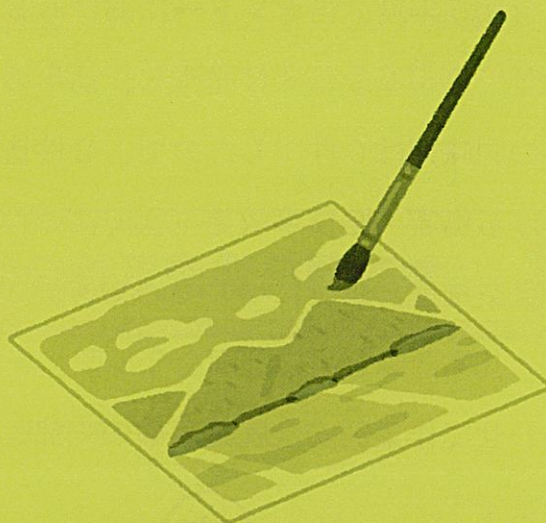
※パソコン、スマートフォンからインターネット経由の申し込みで随時入会もできます。詳しくは、貝塚市シルバー人材センターのホームページをご覧ください。

(インターネットで「貝塚シルバー」と入力して検索)

## 会報「生涯青春」第55号の原稿を募集します

シルバー人材センターでは、年一回、1月に会報「生涯青春」を発行しています。今回、第55号の発行に向けて掲載する短歌、俳句、川柳、シルバー川柳、詩、随筆、絵手紙、イラスト画などの寄稿をお待ちしています。

投稿をご希望される方は、  
10月末までに  
事務局へご持参下さい。



## 令和5年度第1回総務部会・女性部会合同会議

8月24日（木）に、令和5年度第1回総務部会・女性部会合同会議が開催され、普及啓発月間の活動などについて協議しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため清掃奉仕活動は令和元年10月を最後に3年間中止となっていましたが、今年から復活し、例年どおり実施することとなりました。あわせて会員作品展を10月に実施することを決定しました。

未だコロナ禍の余波が漂う中ではありますが、参加会員・事務局ともに十分注意を払いながら実施し、またこれらの影響により、参加者が例年より少なくなっても、それらに合わせた体制で行おうということになりました。

### スマホの相談 遠慮無用！

毎週水曜日と第1・3木曜日にデジタル利用促進担当者が在席しています。

スマホの使い方がイマイチわからない方、使っているけどちょっと不安な方、スマホに買い換えようかな？って考え中の方、お店で聞いたときは何となくわかったけど、使ってみるとやっぱりわからない！こんな方はぜひ！お気軽におたずねください。

## 令和5年度第1回安全対策委員会

9月13日（水）に、令和5年度第1回安全対策委員会が開催されました。

令和5年度、当センターにおける3月から8月までに発生した事故の説明がありました。傷害事故は4件発生し、前年の同時期と同数です。賠償事故は2件発生し、前年の同時期は0件でしたので、2件皆増となりました。次に、令和4年度大阪府下における傷害・賠償事故発生状況についての報告がありました。また、最後に安全・適正就業推進計画等についての報告がありました。これは安全・適正就業の推進についての基本計画と実施計画を今年度、あらたに策定しましたので承認を求めたものです。あわせて作業別安全就業基準の一部改正も承認されました。次回は、来年3月開催予定です。



**安全は  
無理せず あせらず  
油断せず**

### ¥ ¥ ¥ インボイスに関するお知らせ ¥ ¥ ¥

10月1日から インボイス制度 スタート！

過去の事務局だよりでもお知らせしてます、インボイス制度がスタート！しました。この制度は、おもに消費税に関するもので、年間課税売上高 1,000 万円以下の事業者は、いままでと変わらず（預かり）消費税納税の義務はありませんが、1,000 万円以下の事業者であっても消費税に関する申告・納税をすることはできます。これらの場合は適格請求書発行事業者の申請が必要です。会員のみなさんへ発注者からセンターを通じて支払われる配分金は給与所得ではなく事業所得となりますので、そこには消費税相当が含まれていることとなります。

会員の中で、他事業分と合算すると 1,000 万円超えになる方や、1,000 万円以下であっても消費税を申告納付する予定がある方はこれをしなければなりません。

適格請求書発行事業者書の申請をされた方、及びその予定がある方は、当センターへもその旨お知らせください。